

議案第 4 9 号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

大口町都市計画税条例（昭和３８年大口町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改め、附則第４項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改め、附則第１４項中「若しくは第３３項から第３４項まで」を「、第３３項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 (<u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>の条例で定める割合) 3 <u>法附則第 1 5 条第 3 7 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 4 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第 1 6 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 1 1 ～ 1 3 略 1 4 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 4 項、第 2 4 項、第 3 2 項、<u>第 3 3 項</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。	附 則 (<u>法附則第 1 5 条第 3 8 項</u>の条例で定める割合) 3 <u>法附則第 1 5 条第 3 8 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 4 略 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(<u>同条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(6) 略 (市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例) 1 1 ～ 1 3 略 1 4 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 3 項、第 1 4 項、第 2 4 項、第 3 2 項<u>若しくは第 3 3 項から第 3 4 項まで</u>、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。